

一般廃棄物処理業（処分業）許可証

住 所 北見市常盤町1丁目3番12号
 氏 名 北見環境事業協同組合
 代表理事 久 島 和 俊 様

令和4年7月26日付けで申請のあった一般廃棄物処理業（処分業）については、訓子府町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	一般廃棄物の中間処理及び最終処分 (木くずの破碎処理及び木くず、すき取り物の埋立処分)
	取り扱う一般廃棄物の種類	木くず、すき取り物
営業所の所在地及び名称		北見市上仁頃525番1 北見環境事業協同組合上仁頃事業所
許可期間		令和4年9月5日から 令和6年9月4日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	
	その他	

令和4年7月29日

訓子府町長 菊池 一 春



※変更事項

変更年月日	変更事項	町長印
令和5年7月19日	役員の変更、新代表理事五十嵐 龍	